

類別：器具器械（51）医療用嘴管及び体液誘導管
一般的名称：送水吸引チューブ
一般医療機器（JMDN コード：70355000）

リード送水吸引チューブ

【禁忌・禁止】

1. 本品の加工、改造等は絶対に行なわないこと。〔振動・切削打刻（刻印等）等により製品を著しく劣化、消耗させ、故障・破損の原因となるため。〕

【形状・構造及び原理等】

1. 形状・構造



寸法

全長：1m～10m
内径：5.0mm～30 mm

原材料

シリコン

2. 原理

送水装置又は吸引装置と処置器具等との接続に用い、送水若しくは吸引を行う。

【使用目的又は効果】

送水装置又は吸引装置と処置器具等との接続に用い、送水若しくは吸引を行う事を目的とするチューブである。

【使用方法等】

1. 使用前の準備

本品を使用する前には洗浄・滅菌すること。

2. 使用方法

本品を送水装置若しくは吸引機器と処置器具等との間に接続して使用する。

【使用上の注意】

1. 本品の使用前及び使用後は、破損・変形・亀裂・傷、摩耗がないかを点検し、破損等が確認された場合は使用しないこと。
2. 破損等の原因になり得るので、使用時には必要以上の力を加えないこと。
3. 本品を使用する前に洗浄・消毒および滅菌を行うこと。
4. 本品、その他の併用機器及び患者に異常がないことを常に監視し、異常が認められた際には、患者に安全な状態で適切な処置を講ずること。
5. クロイツフェルト・ヤコブ病患者に本品を使用する場合は、その患者専用の機器として使用するか、使用後適切な方法で廃棄すること。クロイツフェルト・ヤコブ病への対応は、種々のガイドラインに従うこと。

【保管及び有効期間等】

直射日光および水濡れを避け、清潔な場所で保管すること。本品の使用前及び使用後は、破損・変形・亀裂・傷、摩耗がないかを点検し、破損等が確認された場合は使用せず、廃棄すること。

【保守・点検に係る事項】

＜洗浄、消毒、滅菌方法＞

1. 使用後は出来るだけ早く付着物を取り除き、洗浄、消毒、滅菌すること。残留物の固着の原因となる恐れ又は洗浄効果が低下するおそれがあるので固定材、硬化剤の使用や 40℃以上の温水での戦場は行わないこと。
2. 柔らかいガーゼやブラシを使用して体液等のふい g 博物を取り除くこと。金属ブラシやスチールウールは使用しないこと。
3. 再生処理に使用する水質によって、硬薄膜形成、腐食、変色を引き起こす可能性がある。洗浄・消毒後の濯ぎは DIN EN285 に適合する脱イオン水の使用を推奨する。
4. 消毒液や洗浄液は中性若しくは弱アルカリ性のものを選ぶこと。
5. 防腐剤を含まない過酢酸、フェノール又は塩素系成分を含む消毒剤は使用しないこと。
6. 洗浄剤、血液等の残留物は消毒・滅菌を不完全にする恐れがあるため、脱イオン水で徹底的に濯ぐこと。
7. 滅菌は本品同士または本品と他の器具が接触しないよう、個別に包むか個別の容器に入れて滅菌すること。
高圧蒸気滅菌を使用して次の条件で滅菌すること。
135℃ 8分間

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者

株式会社カキヌマメディカル
電話 03-3813-8485